

みやこ

# 京・くらしの安心安全情報 第11号

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

## 1 相談の概要

※ 平成19年4月から平成19年5月の相談件数は1,205件で、前年同時期(1,470件)と比べ減少！

※ 不当請求・架空請求が285件と前年同時期(551件)に比べ半減したものの他と比べると依然として被害は多い！

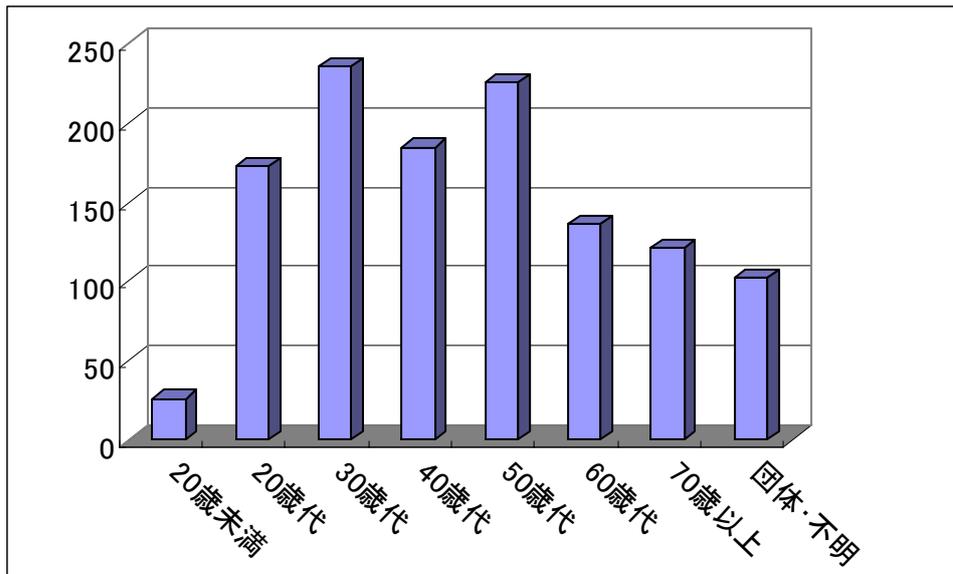
### 相談ワースト 10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	285	23.7%	はがきによる架空請求，アダルト情報サービス
賃貸住宅	121	10.0%	敷金返還トラブル
電報・電話	38	3.2%	通話料，パケット通信料
文具・事務用品	37	3.1%	電話機類，パソコン機器類
書籍・印刷物	31	2.6%	同窓会名簿，紳士録
家屋修繕工事	30	2.5%	屋根，床下工事，設備工事
教室・講座	29	2.4%	英会話教室
理美容	29	2.4%	エステサービス
生命保険	28	2.3%	契約・保険金支払いトラブル
学習教材	27	2.2%	教科書，資格取得用教材
その他	550	45.6%	
合計	1,205	100.0%	

## 年齢構成

年 齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合 計
件 数	26	173	236	185	226	136	121	102	1205
構成比	2.2%	14.4%	19.6%	15.4%	18.8%	11.3%	10.0%	8.5%	100%



## 2 製品事故に関する情報

### ※ こんにゃく入りゼリーに関する注意喚起（新着）

子どもや高齢者がこんにゃく入りゼリーをのどに詰まらせ死亡する事故が相次いだことを受け、国民生活センターでは商品テストを実施し、調査結果を公表し、消費者への警告を行っています。

⇒詳しくは国民生活センターホームページへ

([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20070705\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20070705_1.html))

### ※ 浴槽用浮輪に関する注意喚起（新着）

浴槽用浮輪を使った赤ちゃんが転覆しておぼれ、死亡や意識不明の重体に至った事故を受け、国民生活センターでは同種事故の調査と製品の検証を行い、消費者への注意喚起を行っています。

⇒詳しくは国民生活センターホームページへ

([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20070705\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20070705_2.html))

### ※ デスクマットに関する注意喚起（新着）

コクヨS&T(株) が製造した「抗菌デスクマット『デスクマット軟質（非転写・抗菌仕様）』」において、平成18年8月に、(独)製品評価技術基盤機構から、当該製品に含有されていた抗菌剤が原因と考えられる皮膚炎発症事例があると指摘を受け、同年10月から数回の社告等により周知を行い、当該製品に関する注意喚起、製品回収・交換を行っています。

⇒詳しくは厚生労働省ホームページへ

(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/06/h0629-4.html>)

### ※ 家庭用圧力なべに関する注意喚起（新着）

平成17年11月から平成19年4月まで、三星刃物株式会社が輸入し、栗林商事株式会社が販売した家庭用の圧力なべ（型番：MR-180，MR-200，MR-220）について、消費生活用製品安全法で定める技術基準を満たしていないにもかかわらず、技術基準に適合していることを示すマーク（PSCマーク）を付して販売していたことが判明し、経済産業省は、使用者の方々に対し、使用を中止していただき、製品回収のために事業に連絡するよう、注意喚起を行っています。

⇒詳しくは経済産業省ホームページへ

(<http://www.meti.go.jp/press/20070626004/20070626004.html>)

## 3 お知らせ

### ※ 平成19年度「くらしの達人」〈小学生・中学生〉標語 大募集

テーマについて、実行している生活の知恵・工夫や、ふだん考えていること、今回考えて気づいたことなどを標語にしてみませんか。ときどき思い出して使いたくなるような言葉や、ユーモアあふれる川柳，ことわざのような文章など、いろいろな標語をお待ちしています。

テーマ①エコ生活のすすめ，もったいない②ケイタイとわたしたち③食べること  
作品は一人2点まで／テーマの組合せは自由です。（応募締切：10月15日）

⇒詳しくは市民総合相談課ホームページをご覧ください。

(<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan>)

## 4 トピックス

※ 開運商法の勧誘にご注意を！

(事例)

突然、自宅に業者が訪問してきた。「無料で姓名鑑定をしてみませんか。」と言われたので、興味本位で受けてみることにした。すると「名前の画数が悪い。このままでは不幸な人生を送ることになる。印鑑で字画を増やせば運が良くなる。」と言われ、開運のために印鑑を購入するよう勧められた。

最近、身の回りで良くないことが続いていたせいもあり、不安になって、1本30万円で購入する契約をした。しかし、よく考えると高額であり、解約したい。

- ⇒ 「購入しないと不幸になる。」「購入すれば運がよくなる。」などといって、人を不安にさせて高額な商品を契約させる商法を「開運商法」といいます。
- ⇒ 事例のように訪問販売で印鑑を契約した場合、契約書面を受けとってから8日以内であれば、クーリング・オフにより、契約を無条件で解除できます。証拠が残るように、書面（普通のハガキ）において、配達記録郵便で出しましょう。
- ⇒ 悪質業者は、人の不幸や弱みに付け込んだり、心の隙に言葉巧みに入り込んだりしてきます。一度被害に遭ってしまうと、悪質業者は忍び寄り、何度も手を変え品を変え、次々と高額商品を売りつけてきます。
- ⇒ 占いなどを、信じる信じないは個人の自由ですが、商品やサービスの契約と一体になっていることが多いので、注意が必要です。悩みや不安は、商品を買うことで本当に解決するのか、冷静になって考えましょう。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。  
京都市市民生活センター ☎256-0800（消費生活相談専用）  
京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F  
(<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan>) をご覧ください。

\* 週末の相談は、消費生活週末（土日）電話相談へ：  
257-9002 午前10時から午後4時

